

おとなが こどもの声を聴くことから 子どもの権利条約から学ぶ

大木中学校区同学校運営協議会 研修
2025.11.25

鈴鹿市人権教育センター：原 裕

1、おとなは、こどもをどう観てきたか

- 大人の私有物、労働力、未熟者
- 保護する対象、成長過程、しつけが必要、教育が必要
- 未来の社会の担い手、一人の人としての個性、学び育つ主体……
- 紀元前・古代中国
 - 性善説（孟子）→ 個性を尊重、潜在能力を引き出す
 - 性悪説（荀子）→ ルール、厳しい統制と行動管理をする
- 「スズメの学校」1930年代、「メダカの学校」1950年

教育の
重要性

- こどもだからと理不尽な扱いを受けた経験はありますか？
- ◆ こどもには、わからないから
- ◆ 子どもだから、大人が考えたやり方が正しい

2、こどもの現状

ユニセフ レポートカード 19 (2025.5発表)

日本の「子どもの幸福度」総合順位 1.4位 (36カ国中) 2022
* 前回20位 2018

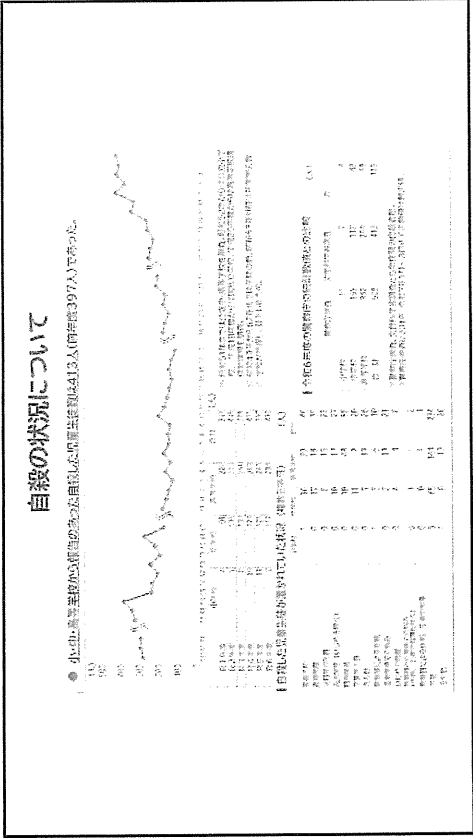
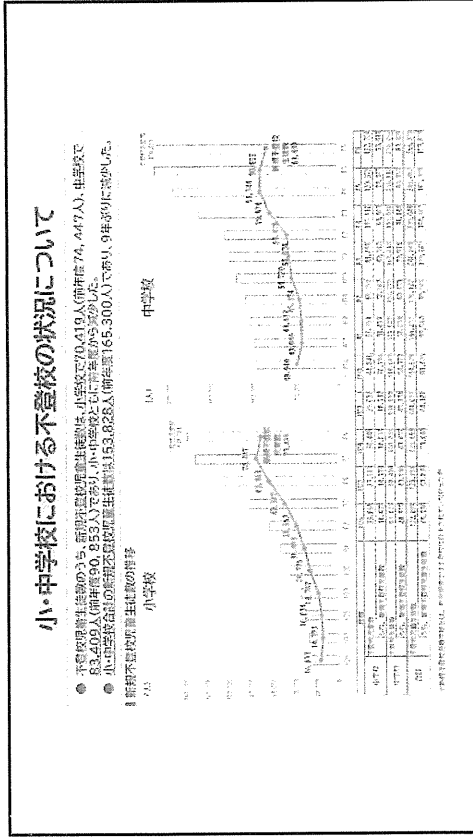
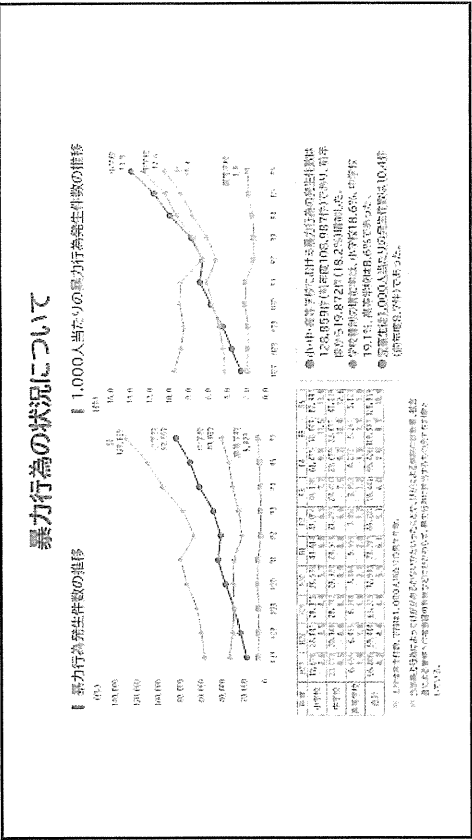
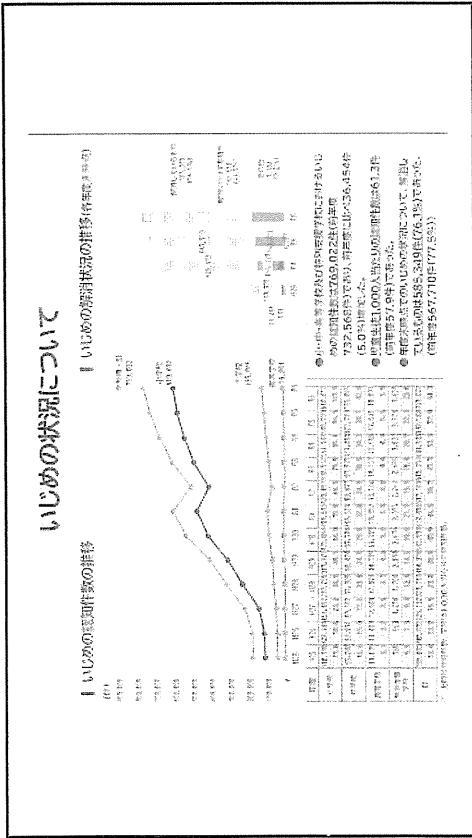
- x 精神的幸福度 - 生活満足度が低い子どもの割合、自殺率：32位
- ◎ 身体的健康 - 子どもの死亡率、適体重・肥満の子どもの割合：1位
- ▲ スキル - 読解力、数学分野の学力、社会的スキル：12位

「阿倍橋な結果が顕在する『パラドックス』の国」

- 身体的健康の1位、国の能力、適切に顕在する制度がある
- 新型コロナウイルス感染症の危機管理に成功した国の一つ
- x 若者 (15～19歳自殺率) 10万人当たり10.4人に増加
* 高所得国平均6.24人
- x 社会経済的背景が低い子の学力、格差の拡大

一番厳しい状況に置かれている子どもの支援強化が必要

国名	順位	精神的健康	身体的健康	社会的スキル
日本	1.4	32	1	12
アイスランド	2	3	2	4
デンマーク	3	1	1	2
スウェーデン	4	2	3	3
オランダ	5	4	4	5
フィンランド	6	3	5	6
スロバキア	7	5	6	7
エストニア	8	6	7	8
リトアニア	9	7	8	9
ラトビア	10	8	9	10
アイスランド	11	9	10	11
アイスランド	12	10	11	12
アイスランド	13	11	12	13
アイスランド	14	12	13	14
アイスランド	15	13	14	15
アイスランド	16	14	15	16
アイスランド	17	15	16	17
アイスランド	18	16	17	18
アイスランド	19	17	18	19
アイスランド	20	18	19	20
アイスランド	21	19	20	21
アイスランド	22	20	21	22
アイスランド	23	21	22	23
アイスランド	24	22	23	24
アイスランド	25	23	24	25
アイスランド	26	24	25	26
アイスランド	27	25	26	27
アイスランド	28	26	27	28
アイスランド	29	27	28	29
アイスランド	30	28	29	30
アイスランド	31	29	30	31
アイスランド	32	30	31	32
アイスランド	33	31	32	33
アイスランド	34	32	33	34
アイスランド	35	33	34	35
アイスランド	36	34	35	36
アイスランド	37	35	36	37
アイスランド	38	36	37	38
アイスランド	39	37	38	39
アイスランド	40	38	39	40



日本の子ども 社会経済的背景・男女別の数学の得点 2023年

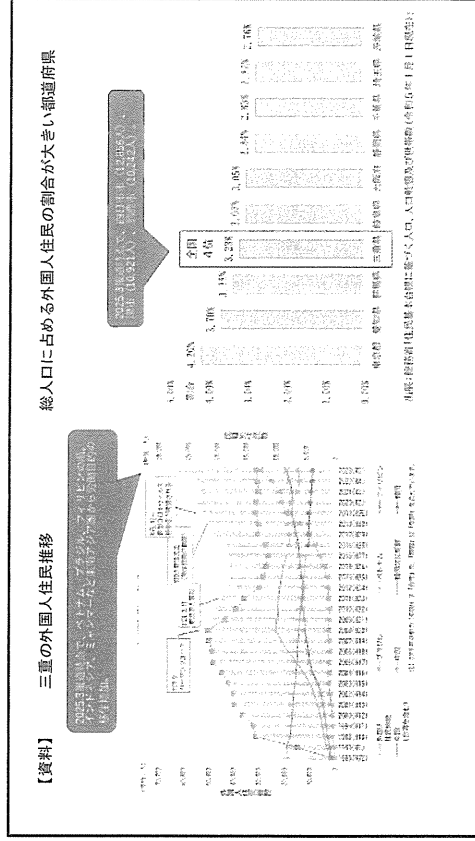
ジェンダー		社会経済的背景			
男	女	最下位 25%	中下位 25%	中上位 25%	最上位 25%
540	531	494	526	549	575

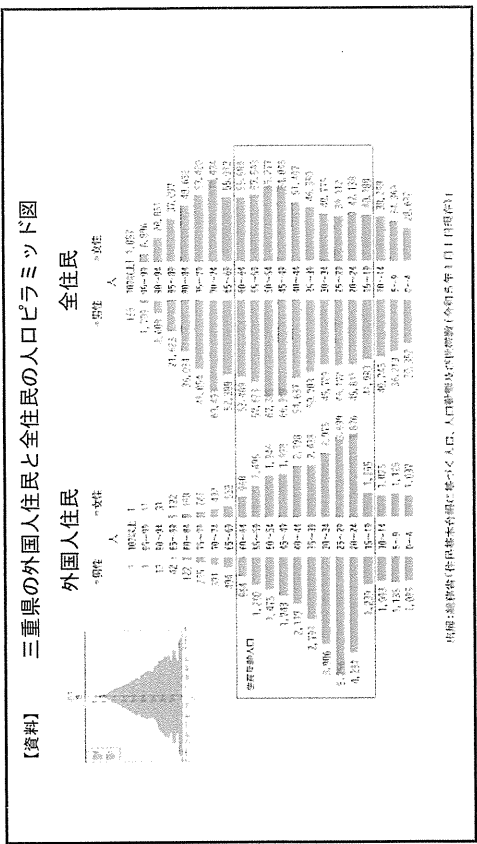
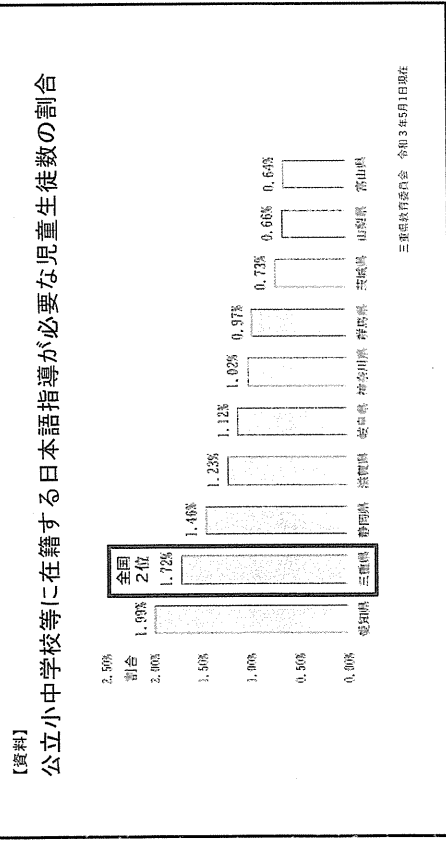
数学得点
平均値

- 【資料】 ひとり親家庭、子どもの貧困、大学進学率
- ◆ 食料が買えない経験。
ひとり親世帯の21.1%、子どもがある世帯の12.1%
【国立社会政策・人口問題研究所「生活と変化合いに関する調査」(2022年)を基に、こども家庭庁において算出】
 - ◆ ひとり親家庭のこどもの大学等の進学率 (高等学校卒業後)
65.3%
【こども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」】
 - ・生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 39.9%
【厚生労働省調べ(2021年)】
 - ・全般的な大学等進学率 83.8%
【文部科学省「学校基本調査」(2021年)】

【資料】 三重県における小学校の児童数 推移

令和元年度 7年度	単式学級 児童数	児童数	令和元年度 7年度	複式学級 児童数	児童数
	89,050人	75,842人		676人	908人
	13,208人減少			232人増加	
令和元年度 7年度	特別支援学級 児童数	児童数			
	3,789人	4,779人			
	990人増加				





3. こどもから安心、自信、自由を奪うものとは？

【学校】 いじめ、SNSいじめ、性暴力、教師からの性暴力、指示命令、友人金銭トラブル、スクールカースト、残り、価値観の押し付け、一方的に教える、給食食べ残しへの対応、数字の評価、学力格差、質問できる環境がない、えこいいき、多様性の否定、マイノリティコンドロール など

【家庭】 心理的虐待、身体的虐待、性暴力、性虐待、親の感情コントロール、親の期待・エゴ、選択肢を与えない、男らしさや女らしさ、性的嗜好の無理解、きょうだい間の比較・差別、育児放棄、過保護、過干渉、面前行DV、医療ネグレクト、過干渉、進路・お稽古・塾など経済格差、体罰 など

【地域】 子どもへの不寛容さ、見て見ぬふり、親への思い込み、シヤム、子育てへの思い込み、決めつけ、恐喝、痴漢、タバコ・アルコールの依存、危険ドラッグ、不審者、連れ去り、性暴力、いじめの自曝、子どもの居場所がない、組織など 不平等な運営 など

暴力・人権侵害

4. 子どもの権利条約

◇ 子どもの権利条約は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約

◇ 1989年11月20日 国連総会において採択。条約「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約。

◇ 子どもの権利条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした。

◇ 日本は1994年4月批准（31年前）

おとなと同様に一人ひとりが権利を持っている

子どもの権利条約の4つの原則（基本的な考え方）

↓

こども基本法（2023.4施行）

鈴鹿市こども条例（2025.4施行）

(1) 子どもの権利条約 4つの原則（基本的な考え方）

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みな平等にこの条約に定める権利をもちます。子どもは、性別、肌の色、民族、宗教、政治的意見、経済的地位、その他の理由で、差別を受けることがありません。また、どんなに困難な状況に置かれていても、子どもは、その権利を享受し、行使する権利をもちます。

第3条【子どもの最善の利益】

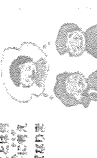
すべての子どもは、その権利が最善の利益のために守られるべきです。また、子どもの権利を決定する際には、子どもの意見を十分に考慮し、子どもの権利を尊重し、子どもの利益を優先して取り扱うべきです。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利と育つ権利をもちます。また、子どもは、適切なケアを受け、安心して生活できる権利をもちます。

第12条【意見を表明する権利】

子どもは、自分に関することに関与し、意見を表明する権利をもちます。また、子どもは、その意見が尊重され、子どもの権利の決定に反映されるべきです。



子どもの権利条約 4つの原則（基本的な考え方）

第3条【子どもの最善の利益】

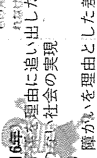
すべての子どもは、その権利が最善の利益のために守られるべきです。また、子どもの権利を決定する際には、子どもの意見を十分に考慮し、子どもの権利を尊重し、子どもの利益を優先して取り扱うべきです。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利と育つ権利をもちます。また、子どもは、適切なケアを受け、安心して生活できる権利をもちます。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みな平等にこの条約に定める権利をもちます。子どもは、性別、肌の色、民族、宗教、政治的意見、経済的地位、その他の理由で、差別を受けることがありません。また、どんなに困難な状況に置かれていても、子どもは、その権利を享受し、行使する権利をもちます。



- 合理的配慮に関する環境整備
- 部署差別的解消法 (2016年)
- 日本での差別の禁止
- 日常生活での差別、日本固有の人権問題

「ジェンダーバイアス」
性別の違いで特定の役割や行動などに思い込みや偏見を無意識に持つこと
「性的役割分担意識」
個人の能力とは無関係に性別を理由として役割を固定的に分ける考え方

- ・ 「男の子は青、女の子はピンク」
「男の子らしさ」「女の子らしさ」
- ・ 「管理職やリーダーは男性、それをサポートするのは女性」
「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「女性は感情的になりやすい」
「女性は弱い存在なので守られなければならない」

「性の多様性を認め合ひ、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」2021.4施行

- ・ 性的指向、性自認の多様性を認め合う社会の推進

子どもの権利条約 4つの原則（基本的な考え方）

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みな平等にこの条約に定める権利をもちます。子どもは、性別、肌の色、民族、宗教、政治的意見、経済的地位、その他の理由で、差別を受けることがありません。また、どんなに困難な状況に置かれていても、子どもは、その権利を享受し、行使する権利をもちます。

第3条【子どもの最善の利益】

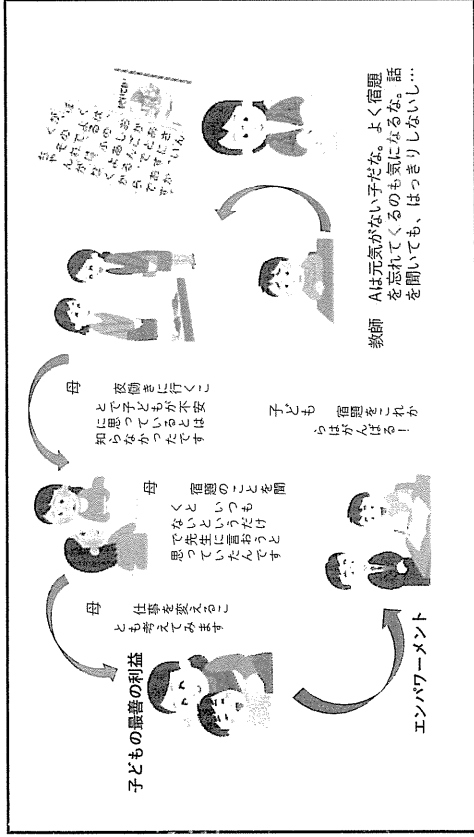
すべての子どもは、その権利が最善の利益のために守られるべきです。また、子どもの権利を決定する際には、子どもの意見を十分に考慮し、子どもの権利を尊重し、子どもの利益を優先して取り扱うべきです。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利と育つ権利をもちます。また、子どもは、適切なケアを受け、安心して生活できる権利をもちます。

第12条【意見を表明する権利】

子どもは、自分に関することに関与し、意見を表明する権利をもちます。また、子どもは、その意見が尊重され、子どもの権利の決定に反映されるべきです。



子どもの権利条約 4つの原則（基本的な考え方）

第2条 〔差別の禁止〕
すべての子どもは、96年12月20日の国連総会決議第44/25号に基づき、この条約の下で認められる権利を満ちた状態で、平等に享受し、差別なく享受する権利を有する。差別とは、性別、年齢、障害の有無、民族、皮膚の色、生い立ち、言語、宗教、政治的見解、社会的地位、経済的地位、その他の地位、その他の理由を以ていかなる場合においても、いかなる形式においても、差別することである。

◎ **子どもの生活が保障され、健やかに成長できること**
 ◎ **子どもが安心して生活し、適切な養育を受けられ、こどもが持つ能力を最大限に発揮できる環境を醸成すること**

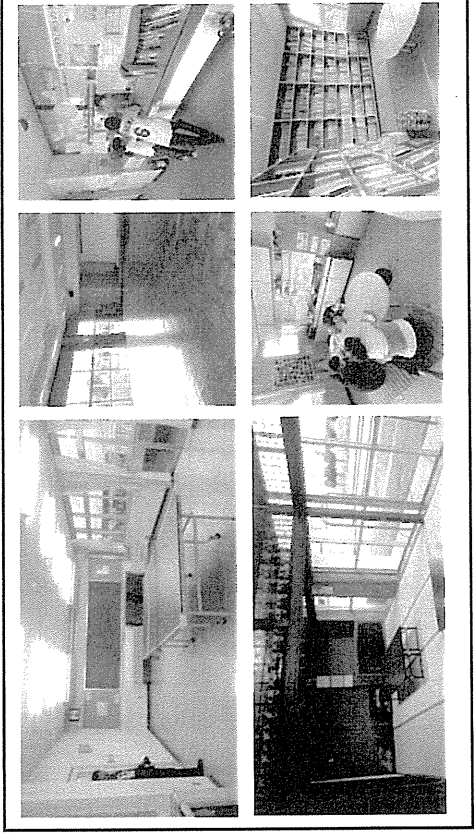
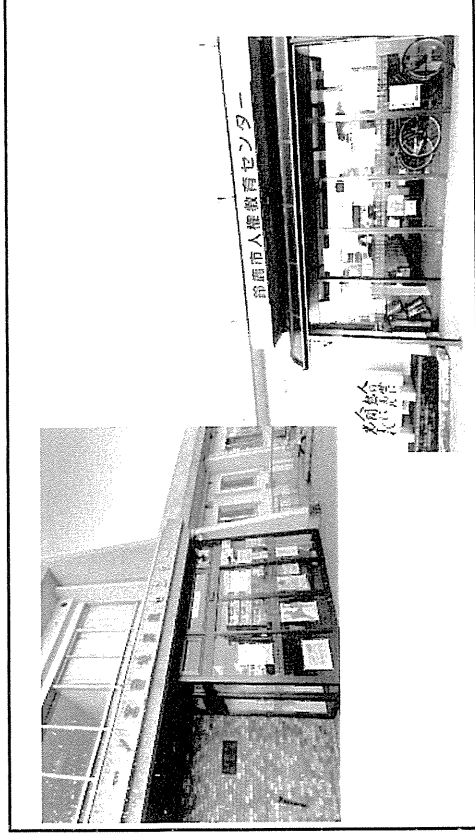
第3条 〔最善の利益〕
すべての子どもの最善の利益は、子どもの権利条約の最も重要な原則である。

◎ **こどもたちからの意見で最も多からず、子どもの権利を最大限に発揮できる環境を醸成すること**

「こどもの居場所を作ってほしい」

・ 鈴鹿市の見解は、「子どもの居場所づくり」と「相談窓口の充実」を特に重要なテーマとして取り入れていくとした。

居場所： 「場」、子どもたちにとつての「時間」「人との関係性」、オンライン空間など



子どもの権利条約 4つの原則（基本的な考え方）

- 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、その年齢に合った権利を享受する権利を有する。子どもは、その年齢に合った権利を享受する権利を有する。
- 第3条 子どもにもっとも

◎ 子どもが年齢や発達程度に応じて意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること

◎ 子どもの意見表明や社会参加は、自己肯定感や社会性の発達を促す。学校、地域、政策決定の場など、子どもの声を反映させるための環境づくりが必要
- 第12条 意見の表明

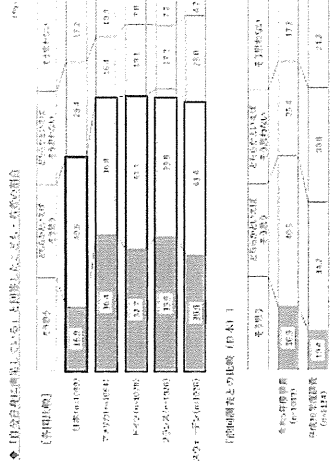
子どもは、その年齢に合った権利を享受する権利を有する。

5、人権教育と仲間づくりの取組が重要

非認知能力：自尊感情、自己肯定感を高める

人権教育の目的：「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざす
（三重県人権教育基本方針）

(2) 「自分自身に満足している」と回答した子ども・若者の割合



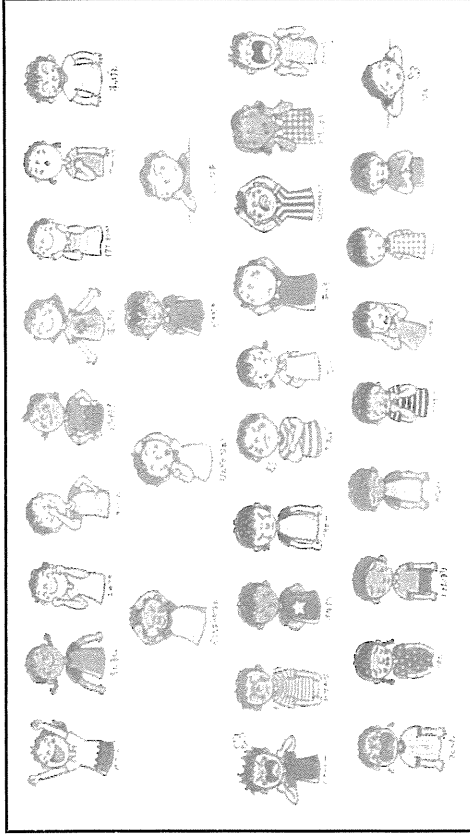
小1年生 Aさん女

1学期A：外国につながる子ども、友達に列してきつい言葉、教師にも嫌んだり嫌を吐いたり、奇声を上げたりする。気持ちのコントロールが難しい。教師はAとの関係づくりを最重要に。

- 10月15日 シナモロールがすきです。
- 10月23日 ひこうきにのってみたいです。

11月頃から、自分の気持ちを表すボクスターで、今の気持ちにあった言葉を選ぶようになり、少しずつ書くようになった。

- 10月25日 Cさんにえほんをかしてもらったよ。うれしかったよ。
- 11月 5日 Cちゃんとぶらんこであそんだ。やったー！
- 12月 5日 きょう〇〇ちゃんとブランコであそびました。たのしかったです。



ある小1年生

1月15日 (A女の綴り)

あさ、だんにくるときいきいじめられました。ばんつにうんこがあるっていわれました。がつこうについたら かなしくなきました。

みんながよいをしてくれて うれしかった 気もち かなしい 気もちになりました。MとNとKとRちゃんがランドセルのようもしてくれました。水もかたづけたり、カッパをはずしてくれたりもしました。うれしいおもいになりました。

1月15日 (Rの綴り)

Aが ない いて だいじょうぶ といいました。(中略) よしよして はげ ました あげ ました。そうして もなき や まな いて お山 ずわりをしました。かなしく な だ な あ。

1月15日 (Kの綴り)

Aが かな し そ う に な い い ています。ジャンパーを か た づ けて あ げ ました。か た づ けたらAが ち よ っ と お ち つ いて ほ っ と し ました。

小3年生 場面線路があるA女

7月4日

遊びたいけど、さそってくれません。●さんと▲さんが遊んでばかりで、わたしはこまっています。

10月25日

どうしてもさそえないかという、人が多い時に は さ え な い。人が少ない時も、だれかが聞いているからしれないからです。

「休み時間」 1月21日

休み時間はTさんとあそぶことです。ジャングルジムをいっばいしています。次はKさんとMさんとSさんです。みんな二重とびができていいなと思っています。かけあしとびをいっばいしました。次はおにごっこです。おにごっこがまらないようにしてにげるのが楽しいです。おにをしているとき、あんまりつかまえれなかつたです。次は一人でじゆうちようです。どうぶつとかキャラクターとか か か い ています。一人で じ ゆう ち よう しても楽しいときはあります。休み時間は楽しいです。いろいろなことをしたりして楽しいです。 **自己受容**

祖父・母 【市内●中学校区・本校】

② ④

【市内▲中学校区】

父 一 継母 ③ ⑤

【市外】

母 一 継父 ①

A 姉

小6年生 A男 2月の綴り

小6年生 A男の綴りを聞いて B女 3月

前からAは、複雑な事情があるだろうなと思っていた。家でいろんなことがあって、ストレスたまっているんだらうと思っていた。時々、私にめっちゃ、いやなこと言ってきたり、してきたり、うそついたり、たくさんあったけど、そのたびに、Aの家庭のことを思い出した。いやなことばかりではないと思うけど、私よりもたくさんさんの経験があって、苦しみを知っていると思う。だからと言って、登校とか学校で、人にいやなことをするのをおかしいので注意してきた。もちろん、役に立ってくれたり、人のために何かをしているところも何度も見た。「スマホ、また没収された」「またおこられた」「●と比べられた」「野球下手って言われた」(私は下手じゃないと思う)。毎日練習して走って。私はできないような努力しているの、一部だけでも知っている。Aが登校中に家であったことをたくさん話している。めっちゃや覚えている。ちゃんと聞かなくてごめんなさい。アドバイスできる立場じゃないけど、将来、めっちゃ優しい人になれるんじゃない？ 今までありがとう。がんばれ。

ある小6年生 A男 3月

自分は、ずっと、じいじ、ばあばに、とってもめいわくをかけたきて、自分は●家にはいらんなと思っ生活をしてきたけど、先生がこころ日記に書いてくれた言葉や、みんながくれた言葉をみんなだり聞いたりと、自分の勝手な想像だと思っし、先生と同じじが話して「毎回泣いてるよ」という言葉に、じいじは、悪い人ではなく、自分が社会に出ても通用していけるために、厳しくしてくれているのに、うるさい、厳しすぎと口に出して傷つけているんだと知って、2人にあやまって、自分の気持ちを伝えたいと思っし、今日発表してくれた友達に教えてくれたことを心の中に残したいと思っし、本当にみんなとはなれたいと思っし、

中學校 1年生

【5月】
クラスの仲間のくわしい こせいかかがわかった なかよくなれそうなのがちよくよかった

【6月】
やっぱ クラスに とけこめなくて、ういてるかんじが。なんか気分のって自分のことを おさくいにはなしたり その わだいなばつが話したりしてあとで こうかいするみたいないないこともある。昔から目立ちたがりやで、室長になったのは いいもの の しばしば多く どこかぬけてるところがあるように感じます。両親に「昔いつてた せいしんかいきたい」といったのですが そのせいしんかはいちどやめたら もどれないそうて 今 新しいとこをさがしています。「そこまでなくてもいいのに」と思っかもしれませんが うくだけういて、あとでこうかいするのには けっこうストレスで 個人的には くすり もらったほうがらく。(気が)

【7月】
すこぶるぶつう。どちらかというと ちよつとくらい なんか やっぱり おちつきなくて とけこめなかつた 友だち作るのも むずかしいし 話にはいるのも むずかしい。でも 友だち ちよつとは ぶえた!

中学校 2年生

一つ悩んでるのがあって。それが「俺って高校受かるの？ 行けるの？」が悩んでいます。その理由が、小学校の時にランチャで、3年生時に、授業中に教室を出たり、机の上をのぼったり、そうじ道具の上をのぼったり、意味わからんことをして、中学校からいっきにかわって 中間テストがあり、点数が10点や、たまに20点みたいで、高校に行けないの？みたいな、思ってきました。お父さんが「高校だけは行けよ」って言われて、お父さんの夢を叶えられないのかって中学一年生から思っています。どうしたら点数が上がるかって思います。
アドバイスをください。

37

子どもの声を
聴くことから

成績がよくても悪くても、
みんなと仲よく遊んでも遊ばなく
も、

「普通」や「あたりまえ」から
はみ出すことがあっても、

自分の得意の自分さ
一人の人間として認めて、

励ましてほしい。



39

【5月】

体育祭を通じて クラスのことを少しでも多く知ることができた。それに対し、自ら進んで関わりに行くことができなかった。そういう意味では悔いの残る結果となった。でも、勝ちより価値というスローガンにふさわしいほど、盛り上がったことと、中学校最後の体育祭が成功したことはとてもよかった。

【6月】

修学旅行を終え、事前学習では 班のメンバーと意見を出し合うことができた。その中で自分たちで考えることができ、成長してきた。当日はいけなかったけれど、想定して考えるのは楽しかった。自分のことを考えるきっかけにもなった。特に、人との関わり方について考えることができた。もう少し積極的に関わっていききたい。

【7月】

不安。クラスでの過ごし方や勉強など、大丈夫なのかと不安になることが少なくない。夏休みの間に少しでも大丈夫と思えるような自分になりたいと思う。

中学校 3年生

資料

40

メダカの学校
スズメの学校
作詞：清水 かつら、作曲：弘田 龍太郎

メダカの学校
作詞：茶木滋、作曲：中田喜直

チイチイバツバ	チイバツバ	メダカの学校は	川のなか
すずめの学校の	先生は	そっとのそいて	みてごらん
むちを振り振り	チイバツバ	みんまで	おゆうぎ
生徒のスズメは	輪になって	メダカの学校の	メダカたち
お口をそろえて	チイバツバ	だれが生徒か	先生か
まだまだいけない	チイバツバ	だれが生徒か	先生か
も一度	一緒に	みんなで	げんぎに
チイチイバツバ	チイバツバ		あそんでる

子どもの権利条約

第2条
締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2.締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するための適当な措置をとる。

第3条
1.児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2.締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3.締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第6条
1.締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2.締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条
1.締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2.このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

鈴鹿市子ども条例

(基本理念)

(1) 子どもが差別を受けることなく、権利の主体として尊重されること。
(2) 子どもに関することを決める場合は、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
(3) 子どもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること。
(4) 子どもが、その年齢及び発達の種類に応じて、自らに関わる事項について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること。
(5) 子ども及びその保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、その喜びを実感することができる環境を整備すること。
(6) 市及び保護者等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力することにより、社会全体で子どもの健やかな育ちを支えること。

(基本理念)

こども基本法

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるとともに、差別的不利益を受けることがないようにすること。**差別の禁止** 第2条
- 二 全てのこどもについても、適切に尊重されること、その生活を保護されること、愛され保護されること、その親や家族及び学識者がその自立が図られることその他の福祉に係る権利が著しく侵害されるときは、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が著しく与えられないこと。**生きる権利・育つ権利** 第5条
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の種類に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。**意見を表す権利** 第12条
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の種類に応じて、その意思が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。**子どもにもっとも良いこと** 第3条
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一の責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に關し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに掛る喜びを真感できる社会環境を醸成すること。